

求人者の皆さまへ

事業所名 株式会社 AGS スキルパートナーズ

許可番号 27-ユ-304981

取り扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

- (1) 当事業所の取扱職種は、全職種（法人・団体役員、法人団体管理職員、その他の管理的職業、経営・金融・保険の専門的職業、その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業、総務・人事・企画事務の職業、一般事務・秘書・受付の職業、その他の総務等事務の職業、医療・介護事務の職業、会計事務の職業、生産関連事務の職業、営業・販売関連事務の職業、外勤事務の職業、運輸・郵便事務の職業、コンピューター等事務用機器操作の職業）です。
- (2) 当事業所の取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

- (1) 求職者から徴収する手数料
手数料は一切申し受けません。
- (2) 求人者から徴収する手数料
職業紹介が成功した場合、人材紹介料を申し受けます。人材紹介料の金額は、以下の計算式により算出される理論年収の50%（消費税別）です。なお、候補者が1年未満の有期契約で採用される場合は、契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とします。
ア 雇用契約で年俸制以外の場合
理論年収＝【12か月分の基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）】＋同職務同年齢者の前年実績賞与支給額
イ 雇用契約で年俸制の場合
理論年収＝入社初年度1年間の年俸額。但し、年俸額が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、「固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬」を理論年収とする。
ウ 雇用契約以外の場合
理論年収＝【12か月分の役員報酬又は業務委託料又は顧問料】＋インセンティブ報酬

求人者の情報に関する事項

- (1) 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の 武田夏海 です。
- (2) 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

求職者の個人情報の取扱に関する事項

- (1) 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 武田夏海 です。（連絡先06-6690-8742）
- (2) 取扱者は、本人から個人情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報開示を遅延なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合、当該請求が

客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

- (3) 職業紹介で応募を希望する求人者に応募情報を提供する際に使用します。

苦情処理に関する事項

- (1) 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 武田夏海 です。
- (2) 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応いたします。

返戻金に関する事項

- (1) 当事業所は、返戻金制度を設けています。
- (2) 当事業所が紹介した候補者が求人者に入社後、候補者の自己都合により退職し、又は、候補者本人の責め帰すべき事由により求人者が解雇をした場合に返戻金が発生します。なお、求人者は、当該事由が生じた場合、当該事由が生じた日から10日以内に、当事業所に対し、その旨を書面又は電子メールで報告するものとします。
- (3) 候補者が求人者を退職した理由が、次の事項のいずれかに該当する場合、候補者の自己都合以外の理由で退職したものとし、返戻金が発生しません。

ア 業績不振、組織変更、ポジションの消滅など求人者の都合により、候補者が退職した場合

イ 雇用契約の期間が、当初から返戻金が発生する期間以内であり、期間満了により候補者が退職した場合

ウ 求人者が候補者の雇用条件（勤務地・職務内容・賃金・待遇等）を変更したことにより、候補者が退職した場合

エ 求人者が労働法令その他の法令に違反したことにより、候補者が退職した場合

オ 求人者が入社前に提示していた労働条件と異なる条件で候補者を雇用等したことにより、候補者が退職した場合

カ 求人者が、入社手続き、研修等を適切に実施しなかったことにより、候補者が退職した場合

キ 求人者又は求人者の従業員が、候補者に対してハラスメント等の不適切な対応を行ったことにより、候補者が退職した場合

ク 求人者が候補者の業務遂行に必要な環境や支援を提供しなかったことにより、候補者が退職した場合

ケ 候補者が死亡し、又は、病気、天災事変、不測の事態により、候補者が退職した場合

コ その他、候補者の責に帰さない事由で候補者が退職した場合（名目は自己都合の場合も含む）

- (4) 返戻金の金額は、当事業所が求人者から受領した人材紹介手数料に、次に定める期間に応じた返金割合を乗じた金額です。

候補者の退職日又は解雇日	返金割合
入社日後1か月未満	80%
入社日後1か月～2か月未満	50%

入社日後 2 か月～ 3 か月未満	30%
-------------------	-----

- (5) 当事業所は、求人者から報告を受けたときは速やかに事実確認を行い、事実確認完了後 30 日以内に、返還すべき人材紹介料を、求人者の指定する金融機関口座へ振込む方法により求人者に支払います。なお、振込手数料は、当事業所の負担とします。
- (6) 当事業所及び求人者は、協議により、人材紹介料の返還に代えて、当事業所が別の候補者を求人者に無償で紹介する措置を取ることができます。

違約金等に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合、違約金が発生します。

ア 求人者が当事業所の紹介する候補者の不採用を決定した日から 1 年以内に、又は、候補者による内定等辞退の日から 1 年以内に、求人者が当事業所を介することなく、求人者又は求人者の関係会社が、当該候補者に採用の申込みをして当該候補者がこれを承諾した場合。

イ 求人者が、当事業所を介さずに、当事業所が求人者に紹介した候補者と直接に接触して、当該候補者を採用した場合。

- (2) 違約金の金額は人材紹介料です。

- (3) 契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間です。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、求人者、当事業所いずれからも書面による異議申し立てのないときは、本契約は 1 年間同条件で更新し、以後も同様です。

求人者及び当事業所は、相手方に対し、3 か月前までに書面による通知を行うことで、契約を将来に向かって解約することができます。

- (4) 求人者及び当事業所は、相手方が契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、契約を解除することができます。ただし、その期間を経過した時における契約の違反が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。

- (5) 求人者及び当事業所は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできません。

ア 契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。

イ 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができます。

ウ 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは契約の全部を解除することができます。

エ 契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。

オ 相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

キ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

ク 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。

ケ 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

コ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき。

サ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。

シ その他前各号に類する事情や契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(6) 人材紹介料及び違約金に関する規定は、解除、解約、履行不能などの終了原因を問わず、契約終了後も有効に存続します。

以上